

# 着任の御挨拶



三隅町教育長

平川喜敬

このたび町教育委員会に於て教育行政のしごとをさせて戴くことになりました平川でございます。

郷土に生まれ郷土に育ち、教職に身を置いてからは、三度も三隅の小中学校でお世話になった者でございます。

はからずも先輩教育長御他界の後を受けて教育長の要職を仰せつかりましたことは、身に余る光栄と存じます。頑健さに乏しい身ではあります、自己のペースに鞭うち、教育行政に寄せられます町民各位の祈りと願いを謙虚にうけとめ、職員一体となって託されま

す重責に堪えて参る所存でございます。どうか、よろしく願います。わたしは有難い事に、現職に在りました三十九年間、学校現場や他地区の教育委員会や教育事務所等に於て、教育の姿を多面的に眺め、多様な体験を重ねる機会に恵まれることができました。その教育の道程の中で深く心に残る二

つのがございます。その一つは、教育にかける住民の素朴な願いと要求は、どこにも大きく共通したものであるということであり、もう一つは、そこにある教育の現実の姿は地域や地方によって、随分と違ひのできるものだという事であります。

人は自分の尺度によせて、ものを見、ものを考えと言われます。他地区での教育に対応してきたわたくしものさしは、振り返ってみるに、三隅の土壌で培われた教育の精神であつたように思います。

三隅には先哲以来の伝統があります。また豊かな教育的風土があります。そのうえ町行政の方針の中には、町づくりの基盤としての人づくりが手固いタッチで打ち出され、条件整備も確実に進められてきております。そして、幼児教育に、学校教育に、社会教育にとそれぞれを持ち味はすでに充分に發揮されているように思います。

「三隅は教育優先の町でしたね」と他地区からの反響があつてくるのも、うべなるかな、と思ひます。しかし、ここでわたしたちは大事なことを忘れてはならないと思ふのです。

一般に民主主義の世の中は願望や要求を声や行為にあらわすことが求められます。そのことは教育に於ても大切にされねばなりません。が、反面ひろく町民各層の声な

き声が教育行政面にどのように反映されていくであろうか、とかく強い声、大きい声にかき消されてはいかないか、ということであります。

三才児の躰から、幼小中高の教育や、青年成人高令者の自己啓発にまでいたる、広汎多様な教育要求に応じるためには、大小にかかわらず、それらの声を充分に聞きとる耳が必要になりましょう。

どうか、直接に間接に、建設的な意見やよきアイデアを遠慮なくお寄せ下さい。

教育委員会の仕事は、つきつめれば、町民の教育水準、教養文化水準、スポーツ体育水準を保持し高めることでありましょう。

幸にもよく組織されたいまの責任分担体制にさらに改善を加えつつ、現場教職員、事務局職員が協力の実をあげ、関連諸団体諸機関の充分なご援助を得て目的達成につとめていきたいと思ひます。教育長は、そういう意味では、練られたよきプロマネージャーであらねばならないと自戒しております。

すがすがしい早朝の戸外で、ラニング中の中学生青年や親子の走りっこに出会つたり、夜の体育館や公会堂で柔剣道のけいこがあつたりするのによく出くわします。

土日曜の子どもたちの球技やママさんたちの練習を見聞することまたたびのこの頃です。

新聞折り込みで家庭に流れてくる公民館スポーツ情報は、またどんなにか老若男女の心をかきたてていることでしょう。三隅町の社会体育は近頃随分とさかんにな

つて来たのではないのでしょうか。しかし、「させられる」ものから「するものへ」の意識の変容はたんにスポーツ面のみに限られませんが、いまや教育のすべての面に於て、素人は素人なり、プロはプロなりに、力相応にその独自性や自主性を發揮すべき時代の到来であると思わざるを得ません。

さらに教育文化教養への実力を養つて、「教育と健康の町」と自負宣言できるようになれたら——と、わたしは心ひそかに考えているのでございます。町民の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

## 児童手当制度

### 一、制度の目的

児童が心身ともに健やかに成長することとは、国民すべての願いであり、家庭と社会がともどもに児童の健全な育成に努めることが望まれます。

児童手当制度は、このための施策の一つとして生まれたものです。

この制度は、国、都道府県、市区町村と事業主が費用を持ちあい、児童を養育する人に児童手当を支給することによって、家庭生活の安定と次代を担う児童の健全育成、資質向上を図ることを目的としております。

### 二、支給額

国内に住所がある日本国民が、次の要件にあてはまっているときに支給されます。

(一)十八才未満の児童を三人以上養育しており、そのうちの一人以上が、義務教育終了前の児童(中学校を卒業するまでの児童)であること。

(二)その人の前年の収入が、一定の額(例えば、給与所得者については、扶養親族等が五人の場合四百九十七万円)に満たないこと。

児童手当の額は、三人以上の児童のうち、出生順に数えて三人目以降である義務教育終了前の児童一人につき、月額五千元です。

児童手当の支給その他この制度についておわかりにならないことがありましたら役場民生課にお問い合わせください。

### 二、受給資格

児童手当は、日本